

(別表)

【栃木県】 関係各課

指 導 事 項 等	処 理 ・ 対 応
「総合政策課」 国土利用計画法第23条第1項に基づく届出の要否について、さくら市総合政策課に確認してください。	「総合政策課」 さくら市総合政策課と令和8年5月14日に確認。指導事項なしです。
「県民協働推進課」 意見なし	—
「環境保全課」 ・出店後は静穏保持に努め、周辺住民から騒音に関する苦情が発生した場合には速やかに対策を講じ、誠意ある対応を行うようお願いいたします。(回答不要)	—
「資源循環推進課」 意見なし	「資源循環推進課」 —
「交通政策課」 ・増床後、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対応をお願いします。	「交通政策課」 ・増床後、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全の問題が発生した場合には、関係する道路管理者や交通管理者との協議を行い、必要な対策を検討し、対応いたします。
「道路整備課」 道路法第十五条(都道府県道の管理)のうち、新設、改築の観点から意見なし	—
「道路保全課」 意見なし	—
「上下水道課」 汚水排水計画及び雨水排水計画については、さくら市担当課と協議してください。	「上下水道課」 令和8年5月14日にさくら市下水道課に確認し、協議の必要なしとの回答を得ました。
「都市政策課」 <景観づくり担当> ・さくら市景観計画に基づく行為の届出の要否について、さくら市都市整備課と協議してください(栃木県景観条例は用されません)。 ・屋外広告物を設置する場合には、栃木県屋外広告物条例に基づく許可申請について、さくら市都市整備課と協議してください。(協議先：さくら市都市整備課 028-681-1120)	「都市政策課」 <景観づくり担当> ・計画の進捗に応じて、さくら市景観計画に基づく行為の届出を行います。 ・計画の進捗に応じて、栃木県屋外広告物条例に基づく許可申請を行います。

<p>&lt;計画担当&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・立地適正化計画に定める都市機能誘導区域外に誘導施設を建築等する場合には届出が必要となりますので、さくら市都市整備課と協議してください。 (協議先：さくら市都市整備課 028-681-1120)</li> <li>・自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上の路外駐車場の構造及び設備については、駐車場法第11条の規定に基づく技術的基準の適合義務が生じますので、さくら市都市整備課(駐車場法担当)に確認してください。 (協議先：さくら市都市整備課 028-681-1120)</li> <li>・駐車場の設置にあつては、「栃木県安全で安心なまちづくり推進指針(犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場に冠する指針)」に基づく措置を講じるよう努めてください。 (協議先：さくら市都市整備課 028-681-1120)</li> </ul> <p>&lt;盛土安全推進班&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・盛土規制法の許可等の要否について、栃木県都市政策課盛土安全推進班と協議してください。 (協議先 :栃木県都市政策課盛土安全推進班 028-623-2801)</li> </ul>	<p>&lt;計画担当&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和8年5月14日にさくら市都市整備課に確認し支障なしとの回答を得ました。</li> <li>・令和8年5月14日にさくら市都市整備課に確認し支障なしとの回答を得ました。</li> <li>・駐車場の設置にあつては、「栃木県安全で安心なまちづくり推進指針(犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場に関する指針)」に基づく措置を講じるよう努めています。</li> </ul> <p>&lt;盛土安全推進班&gt;</p> <p>令和8年5月14日に都市政策課盛土安全推進班に確認。切土盛土が発生しないので、該当しません。</p>
<p>「都市整備課」 意見なし</p>	<p>—</p>
<p>「建築指導課」</p> <p>建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)、栃木県ひとにやさしいまちづくり条例等について、栃木県県土整備部建築指導課審査指導第一担当(TEL:028-623-2867)と協議願います。</p> <p>なお、建築確認申請に関しては、指定確認検査機関との協議でも支障ありません。</p>	<p>「建築指導課」</p> <p>計画の進捗に応じて、栃木県県土整備部建築指導課審査指導第一担当と協議します。</p>

<p>「警察本部交通規制課」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和8年5月7日、事前協議終了。</li> <li>○ 今後、乗入口の位置に変更が生じた場合は、関係各課と協議し、当課とも再協議願います。</li> <li>○ 右折入庫待ちによる渋滞が発生した際には、右折車線を設けるなど関係機関と連絡をとり、渋滞緩和対策を行うこと。</li> </ul>	<p>【警察本部交通規制課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今後、乗入口の位置に変更が生じた場合や、右折入庫待ちによる渋滞が発生した際には、警察本部交通規制課及び関係各課と再協議いたします。</li> </ul>
<p>「経営支援課」 指導事項なし</p>	<p>—</p>

【さくら市】

指 導 事 項 等	
<p>「水道課」 給水装置に変更があれば給水装置工事申込（改造）の申請をお願いします。</p>	<p>「水道課」 今後、変更があれば申請致します。</p>